八　［略］

3　［略］

（記録）

第十三条　法第五十一条の十五の規定による記録は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
［一～三　略］	［略］	［略］
四　廃棄物埋設施設の施設管理（第十六条に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録		
イ　第十六条第三号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した廃棄物埋設施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間（廃棄物埋設地に係る場合にあつては、第七項に定める期間）
ロ　第十六条第四号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した廃棄物埋設施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
五　廃棄物埋設施設の事故記録		
イ　事故の発生及び復旧の日時	［略］	［略］
［ロ～ニ　略］	［略］	［略］
［六～九　略］	［略］	［略］
十　品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	［略］	［略］
［十一～十四　略］	［略］	［略］

7　第一項の表第一号、第二号ハ、リ及びヌ、第四号イ、第五号、第六号ロ、第七号、第八号、第十一号並びに第十三号の記録の保存期間は、法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

［2～6　略］

七　［同上］

3　［同上］

（記録）

第十三条　法第五十一条の十五の規定による記録は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
［一～三　同上］	［同上］	［同上］
四　保守記録		
イ　廃棄物埋設施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	巡視及び点検の都度	一年間
ロ　廃棄物埋設施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	一年間（廃棄物埋設地に係る場合にあつては、第七項に定める期間）
五　［同上］		
イ　事故の発生及び復旧の時	［同上］	［同上］
［ロ～ニ　同上］	［同上］	［同上］
［六～九　同上］	［同上］	［同上］
十　第十三条の三の品質保証計画に関しての文書及び品質保証計画に従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	［同上］	［同上］
［十一～十四　同上］	［同上］	［同上］

7　第一項の表第一号、第二号ハ、リ及びヌ、第四号ロ、第五号、第六号ロ、第七号、第八号、第十一号並びに第十三号の記録の保存期間は、法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

［2～6　同上］